

高知県日高村まるごとデジタル  
みらくるプロジェクト  
応募要領

令和4年9月

日高村 企画課

## 高知県日高村まるごとデジタル みらくるプロジェクト応募要領

日高村では、日本で初めてのスマートフォン普及率 100%を目指す取組である「村まるごとデジタル化事業」を実施しています。この事業は、社会の DX 化の前提条件として、常時オンライン化を選択できる状態になることが前提条件であると考えて、住民のエンパワメントを目的に実施し、令和 4 年 6 月末時点では約 80%の普及率を誇るまでになりました。「まるごとデジタルみらくるプロジェクト」（以下、「HMP」という。）では、前述の高いスマホ普及率と全国に先駆けてこの取組が実施できた日高村の強みを生かして、社会課題を解決する企画提案を以下の要領で広く募集します。

### （ 共通価値 ）

はじめに、当該プロジェクトにおける共通価値を以下のとおり提示させていただきます。共通価値に共感いただける場合に当該プロジェクトへ応募ください。

#### （1） フルコースの料理より、お茶漬け

つまりは、課題に対して不釣り合いな先進技術、オーバースペックなソリューション、時間のかかりすぎる計画などではなく、お腹が減っている課題を丁度いい具合に満たしてくれてコスト（お金、時間、資源）も低く、自分好みに味を変えることができる。

#### （2） 提供価値の向上やコスト削減による高い顧客提供価値の創出

つまりは、顧客提供価値を創出するにあたり、提供価値の向上だけでなく、顧客（住民）が支払うコスト（時間や心理的負荷など非物質も含み）の削減も視野に入れる。

#### （3） フェアな関係性

つまりは、当該プロジェクトにかかる関係者との関係性は、フェアであることが大切

#### （4） アジャイル型で課題解決し、大切にするのはアジリティ

つまりは、「早さ」や「柔軟性」が大切

#### （5） 人とコミュニティのエンパワメント

つまりは、自助力と共助力の向上

#### （6） セレンディピティを楽しむ

つまりは、偶然の出会いや、チャンス、発見を楽しみ、直感を信じて時には方向転換も必要

## 1 目的

HMP は、IoT (Internet of Things) 技術を活用して住民の生活の質の向上を目指すとともに、当村で実証事業として実施することで、社会課題の解決に資する事業として他自治体などに横展開できる持続可能なサービスを創出することを目的とする。

## 2 事業の趣旨

日高村では、他自治体に比較して高いスマートフォン普及率や日本で初めてのスマホ 100%を目指す取組を開始することができた意思決定のスピードを生かして、社会課題の解決や地域からボトムアッ

プで抽出された課題の解決に対して、POC 事業の展開を支援する。具体的には、日高村自身がオーガナイザーとして、関係機関や事業等のマッチングなどの調整をプロジェクトの規模や内容に応じて役割分担し、適切に実施されるよう支援する。また、プロジェクト実施費用については、企業版ふるさと納税を活用して財源確保にかかる取組について村が実施する。

### 3 事業の概要

事業趣旨を踏まえて、事業実施フローについては以下のとおりとする。

- (1) プロジェクト提案
- (2) プロジェクト審査
- (3) 採択後プロジェクト財源確保
- (4) 財源確保後、委託契約締結
- (5) POC 事業実施
- (6) 成果報告
- (7) 横展開に向けての協議（権利、役割等について）

### 4 応募要件

次の要件を全て満たす者又は複数の法人等からなるコンソーシアムとする。

- (1) 共通価値観に共感する企業であること。
- (2) コンソーシアムで提案を行う場合には、構成員のうち1者以上に事業所を高知県内に有すること事業者を含めるように努めること。
- (3) プロジェクト実施時に、村内での活動にコミットできること。また、シェアオフィス等の受け皿が地域にできた場合にその活用も検討できること。
- (4) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (6) コンソーシアムの場合は、代表法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。
- (7) 実証内容が異なれば、コンソーシアムでも法人単体でも複数の案件を応募することができる。ただし、同一内容で他のコンソーシアムや法人単体で応募することはできない。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (11) 税金を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (12) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。

※本事業の採択者に係る取組は、日高村のHP等で広報資料等として活用する場合がある。

## 5 応募の手続き

### (1) 公募説明会

本事業の公募説明会を以下により開催する。(事前登録が必要。)

ア 日時 令和4年9月27日(火) 10:30 ~ 12:30、13:30~15:30

イ 場所 株式会社チェンジ(またはオンラインでの参加可)

東京都港区虎ノ門3-17-1 TOKYU REIT 虎ノ門ビル6階 大会議室

ウ 出席人数 1事業者あたり2名まで

### (2) 事前登録

事前登録については、下記のサイトから申込をすること。

[「https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSchp-Tgk4CX0awqYa\\_cTS4zsTXglCpMwpcalpyDbft8Y6vszQ/viewform」](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSchp-Tgk4CX0awqYa_cTS4zsTXglCpMwpcalpyDbft8Y6vszQ/viewform)

また、企業版ふるさと納税を活用した財源確保ができた場合に限り、発注することとする点に留意すること。

## 6 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により、持参又は郵送により行うこと。なお、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内必着とする。

ア 提出期限 第1次応募 令和4(2022)年11月1日(火)正午まで

イ 提出書類 「7 応募書類等」に定める書類

ウ 受付先及び問い合わせ先

〒105-0001

株式会社チェンジ

東京都港区虎ノ門3-17-1 TOKYU REIT 虎ノ門ビル6階

担当：阪田、松岡、尾形

TEL 03-6435-7338

受付時間：月曜日～金曜日(祝日を除く。)10時から19時(12時から13時を除く。)

## 7 応募書類等

### (1) 応募書類

ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [【様式1】](#)

イ 実証内容説明書(事業計画)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (任意様式)

審査員が容易に理解できるよう、図表やイラストを用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。

A4版を基本とし、各ページにはページ番号を記載すること。

ウ 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (任意様式)

エ 事業実施体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (任意様式)

オ 経費積算内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (任意様式)

カ 会社概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [【様式2】](#)

キ コンソーシアム構成書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [【様式3】](#)

ク 応募者の概要が分かるもの（会社案内、パンフレット等）

ケ その他提案に関する資料（企画提案書添付資料等）

※カ及びクの資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

## 8 日程（予定）

令和4年9月9日（金） 要領の公示

令和4年10月7日（金） 質問の受付締切 午後5時（必着）

令和4年10月14日（金） 参加登録締切

令和4年10月24日（月） 企画提案書の提出締切

令和4年11月 一次（書面）審査結果通知

令和4年11月 二次 審査委員会（プレゼンテーション）審査

令和4年11月 審査結果通知

令和4年12月 事務手続説明

令和5年1月 プロジェクト事業化

※新型コロナウイルス感染症の影響により、審査委員会以降の日程については、状況を見て調整をする。参加者については、審査委員会前に別途確定事項について連絡をする。

## 9 プロジェクトの選定

### (1) 一次（書面）審査

ア 4の応募要件等を満たしているかを含め書類審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。

イ 第一次審査の結果は、令和4年11月中旬に電子メールで送信した後、追って書面にて通知する予定であり、選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 審査会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、審査会において、その内容等を審査し、プロジェクトを評価する。一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当なしとする。

イ 審査会からの意見に基づき、採択を決定する。

#### ウ 二次審査の概要

① 日時 令和4年11月

② 場所 日高村役場を予定（コロナ禍を踏まえてオンライン等活用し柔軟に対応）

③ 提出資料及びプレゼンテーションに基づき審査する。

④ 審査会場への入場者は3名以内とする。

#### エ 結果の通知

審査結果は、電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

オ 選定後、採択になったプロジェクトについては、事業化に向けた調整に入ります。選定者と村は、

企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。

カ 当該事業においては、「村まるとデジタル化事業」が基盤事業になるため、この交渉においては、「村まるとデジタル化事業」の受託者である株式会社チェンジも含めて調整することとし、諸条件が整ったときには、事業実施の手続きに進みます。交渉は概ね14日以内（予定）で行うこととします。

## 10 事業の留意点

ア 企業版ふるさと納税等を活用し、財源確保ができた場合に限り、事業を実施する点に留意すること。

イ プロジェクトの事業実施に関しては、日高村からの委託事業として実施する。

ウ 委託は、村まるとデジタル化事業におけるプロジェクトとして実施するため、株式会社チェンジをプロジェクトマネージャーとして委託先とし、選定者等（コンソーシアムの場合も含む）がプロジェクト実施者になる関係性に留意すること。

## 11 審査

別途定める「高知県日高村まるとデジタルみらくるプロジェクト審査会審査要領」のとおり。

## 12 その他の留意点

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 応募要領に違反すると認められる場合

オ 他の提案者と企画提案の内容又はその意志について相談を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。

(4) 応募申請書等の作成に要する経費等、本業務の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等については返却しない。

(6) プロジェクトの選定に関する審査内容や経過等については、公表しない。また、審査の結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには一切応じない。

(7) プロジェクトの選定に当たっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するに当たっては、日高村と協議して進めていくものとし、提案された内容すべてを実施することを保証するものではない。

(8) 検討すべき事項が生じた場合は、日高村と協議するものとする。

### 13 問い合わせ先

(事務局)

日高村役場企画課

住所：781-2194 高知県高岡郡日高村本郷6-1-1

電話番号：0889-24-5126

メールアドレス：kikaku@vill.hidaka.lg.jp

株式会社チェンジ

住所：105-0001 東京都港区虎ノ門3-17-1 TOKYU REITビル6F

問合せフォームより問合せください：URL: <https://www.change-jp.com/contact/>